

---

---

## 第7章 土 壌 汚 染

---

---

### 1 土壌汚染の現状

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

全国的に見ると、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属類、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきており、汚染状態が土壌汚染対策法の基準に適合しない土地（要措置区域又は形質変更時要届出区域）は年々増加していますが、本市においては平成 24 年度末現在、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域は 5 件あります。

### 2 土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法（以下、この章において「法」という。）は、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とするもので、平成 14 年 5 月に制定されました。法の対象物質（特定有害物質）とその基準は表7-2のとおりです。

しかしながら、近年、法に基づかない土壌汚染の発見の増加や汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散といった問題点が全国的に発生したことから、平成 21 年 4 月に法が改正され、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による措置の内容の明確化、汚染された土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等が盛り込まれました。

改正後の法の概要は、図7-2のとおりです。

### 3 土壌汚染対策法に基づく調査報告

平成 24 年度は、法に基づく調査報告はありませんでした。

表7-2 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法第2条)		指定基準(土壤汚染対策法施行規則第31条)	
		[直接摂取によるリスク] 土壤含有量基準	[地下水等の摂取によるリスク] 土壤溶出量基準
四塩化炭素	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	/	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン			検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン			検液1Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン			検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン			検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン			検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン			検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン			検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン			検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン			検液1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン			検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質) 重金属等	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム化合物		土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン	(第3種特定有害物質) 農薬等	/	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ			検液1Lにつき0.02mg以下であること
チウラム			検液1Lにつき0.006mg以下であること
PCB			検液中に検出されないこと
有機りん化合物			検液中に検出されないこと

(注) 本市においては市長。

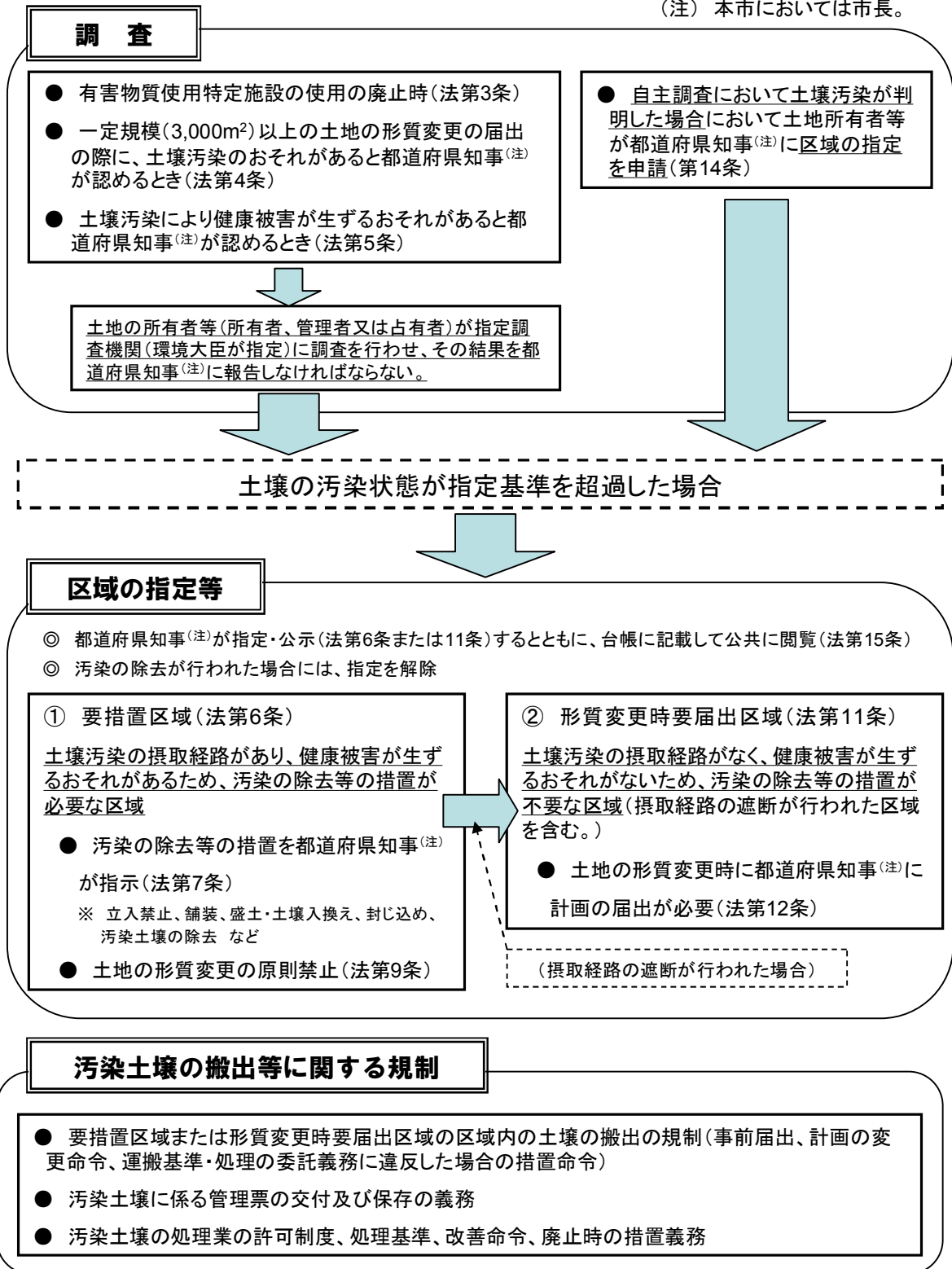


図7-2 土壤汚染対策法の概要